

問題 1 大阪の通信機メーカー A の海外営業課長の甲は、最近自社で開発したリスト規制に該当する技術について、知り合いの中華人民共和国の大手 I T メーカー B の乙部長から問い合わせの電話を受けた。甲は、大きなビジネスチャンスと思ったが、一旦電話を切って、電話で話す内容が自社で取得している一般包括役務取引許可の条件や範囲内であることを確認してから、連絡することにした。

問題 2 金沢にある大学 A は、リスト規制に該当する貨物や技術を多数取り扱っており、海外にある大学との交流も頻繁に行っている。したがって、大学 A は、輸出者等遵守基準を定める省令の規定に基づき該非確認についての責任者（該非確認責任者）を選任する必要がある。

問題 3 大阪にある工作機械メーカー A は、リスト規制に該当する製品があることから、数年前から輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム）を制定し、適切な輸出管理を行っている。メーカー A には、国内子会社として B 社があるが、メーカー A の社員食堂と託児所の運営を行っている。この場合、メーカー A は、B 社に対して輸出管理の指導を行う必要はない。

問題 4 輸出令別表第 3 の地域であるホワイト国とは、4 つの国際的な輸出管理レジーム（WA、NSG、AG、MTCR）に参加し、かつ、大量破壊兵器キャッチオール規制を導入している国をいう。

問題 5 税関は、輸出令第 5 条により、技術を提供しようとする者が許可を受けていること、若しくは許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

問題 6 東京の工作機械メーカー A は、3 年前にインドネシアにある電機メーカー B から、エアコン製造用として、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械 α を 1 台受注し、必要な輸出許可を取得し輸出した。当時、輸出許可には、特に条件等は付されなかった。また、メーカー A は、当時、輸出管理内部規程に基づき、メーカー B を十分調査したが、問題は見つからなかった。その後、メーカー B が倒産し、工作機械 α は、次々転売され、結果的にインドネシアから北朝鮮に輸出されたとしても、メーカー A は、外為法上の責任は負わない。

- 問題 7 社内教育を担当する安全保障貿易管理部は、輸出や海外との取引を行なう開発部門や販売部門に対し法令等の研修を行う必要はあるが、社内監査を担当する監査部門に対しては、法令等の研修の必要はない。
- 問題 8 輸出令第 4 条第 1 項に規定されている少額特例の総価額の換算については、輸出申告日の換算率により行くと運用通達で規定されている。
- 問題 9 神戸にあるプラントメーカー A は、外国ユーザーリストに掲載されている中華人民共和国の大学を卒業した中国人の甲を正社員として、平成 23 年 4 月に雇用した。6 月の新人研修用の資料として、外為令別表の 6 の項に該当する技術資料を甲に提供する場合、役務取引許可を取得する必要はない。
- 問題 10 ワッセナーアレンジメント（WA）の基本的枠組みとその性格は、法的な強制力を有する国際約束に基づく体制であり、通常兵器及びその関連汎用貨物・技術の過度な蓄積を防止する為に国際協調することを意思表示した参加国により構成されている。
- 問題 11 仲介貿易取引において需要者が「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合は、当該取引案件について経済産業省へ事前相談することが外為法上、義務付けられている。
- 問題 12 東京のメーカー A は、シンガポールで 1 ヶ月後に開催される展示会に出品するため、メーカー A の担当者が事前に展示予定の電子式カメラ（輸出令別表第 1 の 10 の項（4）に該当）のカタログ（自社のホームページに掲載し、一般に無償公開している。）を持参の上、現地の展示会主催者である商工会議所職員に渡してカタログ記載の内容について口頭で説明する予定である。この場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 13 一般包括許可の申請は、経済産業省（本省）にある安全保障貿易審査課で行う。

問題 14 「厳正な輸出管理の実施について」という通達では、経営トップは経営に専念することが求められており、輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等については、経営トップ以外の者が責任を持って実行することが求められている。

問題 15 札幌にある貿易会社Aは、平成22年4月1日にドイツの自動車メーカーB向けに、廃油処理用に輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ1セットを一般包括輸出許可を使用して、輸出した。貿易会社Aは、当該輸出案件に関する文書を平成25年4月1日以降であれば、廃棄しても問題ない。

問題 16 外為法においては、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(いわゆる仲介貿易取引)に関する規制は輸出令ではなく、外為令に基づき行われている。

問題 17 京都にあるロボットメーカーAの甲技術部長は、自社で開発した外為令別表の6の項に該当するロボットの製造技術 α について、問題がないか意見を聞くために、ボストンにあるB大学の乙教授を来月訪問する予定である。乙教授は、ロボット工学の世界的な権威なので、製造技術 α の提供に際しては、役務取引許可は不要である。

問題 18 名古屋のメーカーAは、台湾の警察当局から、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置100台を総額2,000万円で受注した。当該暗号装置は輸出令第4条第1項第六号(いわゆる暗号特例)を適用できない貨物である。用途は警察無線に用いられるものであり、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いがある場合のいずれにも該当しないため、メーカーAは、取得している一般包括輸出許可を用いて直ちに輸出することとした。

- 問題 19 福岡のメーカーAは、アメリカ合衆国の顧客から、輸出令別表第1の6の項(6)に該当する貨物2台を総額90万円で受注した。当該貨物は、顧客においてミサイルの開発に用いられるが、少額特例を適用して輸出することとした。なお、輸出令別表第1の6の項(6)に該当する貨物は告示貨物ではない。
- 問題 20 本邦企業の海外子会社は、親会社である本邦企業から独立した法人であり、本邦の法律が適用されないことに加え、現地の法令が適用されるため、輸出令別表第3の地域以外にあったとしても安全保障輸出管理上の指導は不要である。
- 問題 21 東京の電機メーカーAは、シンガポールの大学B(外国ユーザーリストには掲載されていない。)から気象観測衛星搭載用に宇宙用太陽電池パネルの引き合いを受けた。当該貨物は、輸出令別表第1の16の項に該当している。核兵器等開発等省令の「別表に掲げる行為」の「宇宙に関する研究」に該当するおそれがあるが、「軍または国防に関する事務をつかさどる行政機関又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らか」でないことを文書等で確認できたので、そのまま取引を進めることにした。
- 問題 22 輸出管理内部規程には、法令違反が判明した場合、速やかに関係官庁に報告するとともに、必要に応じ関係者に対し厳正な処分を行うことを明記する必要がある。
- 問題 23 経済産業大臣は、外為法第48条第1項に違反し無許可で貨物を輸出した者に対し、行政制裁を科すことができる。
- 問題 24 輸出許可は、原則として、契約ごとに取得するものであるが、同一貨物を同一顧客へ繰り返し輸出する場合は、契約ごとにあらためて輸出許可を取得する必要はない。

問題 25 台風で被害を受けた自社の九州工場のプラント復旧作業において、技術提携しているニューヨークにある米国企業Aの支援を受けることになった。支援に際して、事前に外為令別表の3の項（2）に該当する技術を米国企業Aに提供し、確認する必要があるが、復旧作業は九州工場で行われるため、経済産業大臣の役務取引許可を取得する必要はない。

平成23年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第19回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令

